

「足場の組立て等作業主任者 能力向上教育」のご案内

兵庫労働局長登録教習機関
一般社団法人兵庫労働基準連合会

平成21年6月1日より施行の改正労働安全衛生規則により、足場に係る構造や点検について規制が強化されています。

これに関しまして厚生労働省から、足場の組立て、解体又は変更時等の点検実施者については、「原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること」が示されています。また、事業主は、作業主任者に対し、規則改正等最新の知識、情報を提供する義務があり、作業主任者の選任と概ね5年ごとに作業主任者の能力向上教育の実施が義務付けられています。

その後も、墜落災害等の減少がみられないことで、27年7月から足場からの墜落防止のための措置が強化され、労働安全衛生規則が改正されましたので、それ以前に講習を受けられ資格を取得された方は、古い知識のままとなりますので、ぜひ知識のリニューアルを行ってください。

当連合会では、「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方等を対象として「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を開催することとしましたので、受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。

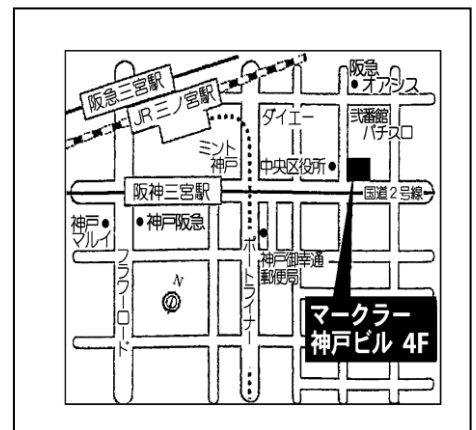
なお、受講者には修了証を発行いたします。

開催日時

回	第1回
年	令和3年
日時	8月6日(金)
開催地	神戸会場

神戸会場

- 1 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>
- 2 場所 マークラー神戸ビル4階 /兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分、中央区役所東隣)
- 3 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(單車等も停められません)。



- 1 対象者：「足場の組立て等作業主任者」として概ね5年以上経過している方、及び「足場の組立て等作業主任者」資格修了者で一定期間離れて再び業務に従事されている方など
- 2 定員 概ね100名
- 3 申込方法 web 予約システム にて申してください。
<随時募集> (定員になり次第締め切ります。)
申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日) 午前10時
- 4 受講料等
 - (1) <兵庫県下労働基準協会 会員>受講料 ¥8,800- ・テキスト代 ¥1,740- (共 消費税込)
< 会 員 外 >受講料 ¥9,900- ・テキスト代 ¥1,740- (共 消費税込)
 - (2) 銀行振込となります。(電話申込みの場合は、振込先を別途ご案内申し上げます。)
テキストは当日に配布します。
※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則7日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。
- 5 受講上の留意事項
 - ア 当日は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。
 - イ 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を受けられ

ません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。

ウ 提出いただいた個人情報 は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。

6 講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）＜受付開始時間：8時15分～＞

	時刻	科目	範囲
能力 向上 カリ キュ ラム 教 育	9：00～ 9：10	講習内容説明	
	9：10～10：10 (10分休憩)	最近の足場、部材等及び それらの選択と管理 (1時間)	1 足場、部材等の特徴 2 部材等の選択と管理
	10：20～12：20	災害事例及び関係法令 (2時間)	1 災害事例とその防止対策 2 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等 に関する条項
	12：20～13：05	昼食	
	13：05～17：25 (10分休憩 2回)	足場の組立て等安全施工と 保守管理 (4時間)	1 足場の強度計算方法 2 組立て等の基本 的事項と留意事項 3 組立て後の保守管理
	17：25～	修了証交付	